

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年4月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

富士開発株式会社

(2) 所在地

鞍手郡小竹町大字御徳135番地の75

(3) 代表者

代表取締役 猪木 直樹

2 行政処分の内容

改善命令

3 処分の年月日

令和6年3月29日

4 処分の理由

法第14条第12項の規定により適用される産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行っていることが、法第19条の3第2号の規定に該当するため。